

海外療養費申請担当者の皆様へ

【申請書類受領時の留意事項】

- ◆申請の時効は、治療費等を支払った翌日から起算して2年です。領収書、カード明細等にて支払日について確認してください。（出産育児一時金は**出産日の翌日から2年**）
- ◆支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。美容整形やインプラント、健康診断、予防接種などは給付対象外です。
- ◆療養（治療）を目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。

【不正請求、支給対象外となる申請書の特徴】

海外療養費

- ・FormA,Bの空欄が多い。医師の作成する部分を自筆している。
- ・日本語への翻訳が曖昧である。
- ・領収書は整っているが、診療内容についての記載が乏しい。（診療内容の要約、概略がない）

海外出産育児一時金

- ・短い間に複数回の申請を行っている。
- ・死産、流産が多い。
- ・多胎であることが多い。
- ・現地での出生証明書はあるが、戸籍に関する証明がない。

➡このような申請書を受領した際は、現地医療機関に調査する旨をお伝えし、同意書を取得したうえで、可能な限り下記についての情報収集をしていただくと滞りなく調査ができます。

- ◆受診した医師の氏名、診療科
- ◆受診した医療機関、医師の連絡先（携帯、メールアドレスでも可）
確認可能な連絡先を把握することが重要です。
- ◆決済方法（現金払いまたはカード払い）
※カード払いの場合は、カード決済の証明が必要となります。

なお、弊社の対応言語は以下の通りです。

【対応言語】

英語・中国語（香港語・台湾語を含む）・韓国語・インドネシア語・カンボジア語・マレー語・タイ語・タガログ語・ベトナム語・マレーシア語・ミャンマー語・ラオス語・ウルドゥー語・ベンガル語・シンハラ語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・イタリア語・オランダ語・アラビア語・モンゴル語・ネパール語

※その他、希少言語については国保連合会へお問い合わせください

弊社から不正の疑いが強いという回答がきた場合、本人に再度詳しい資料の提出や返戻を行うことにより、不正受給を未然に防ぐことができます。

手間がかかる作業ではありますが出産育児一時金の申請などは1件で40万円を超える支給となります。慎重な取り扱いをお願いします。



【海外療養費制度・海外出産育児一時金制度とは】

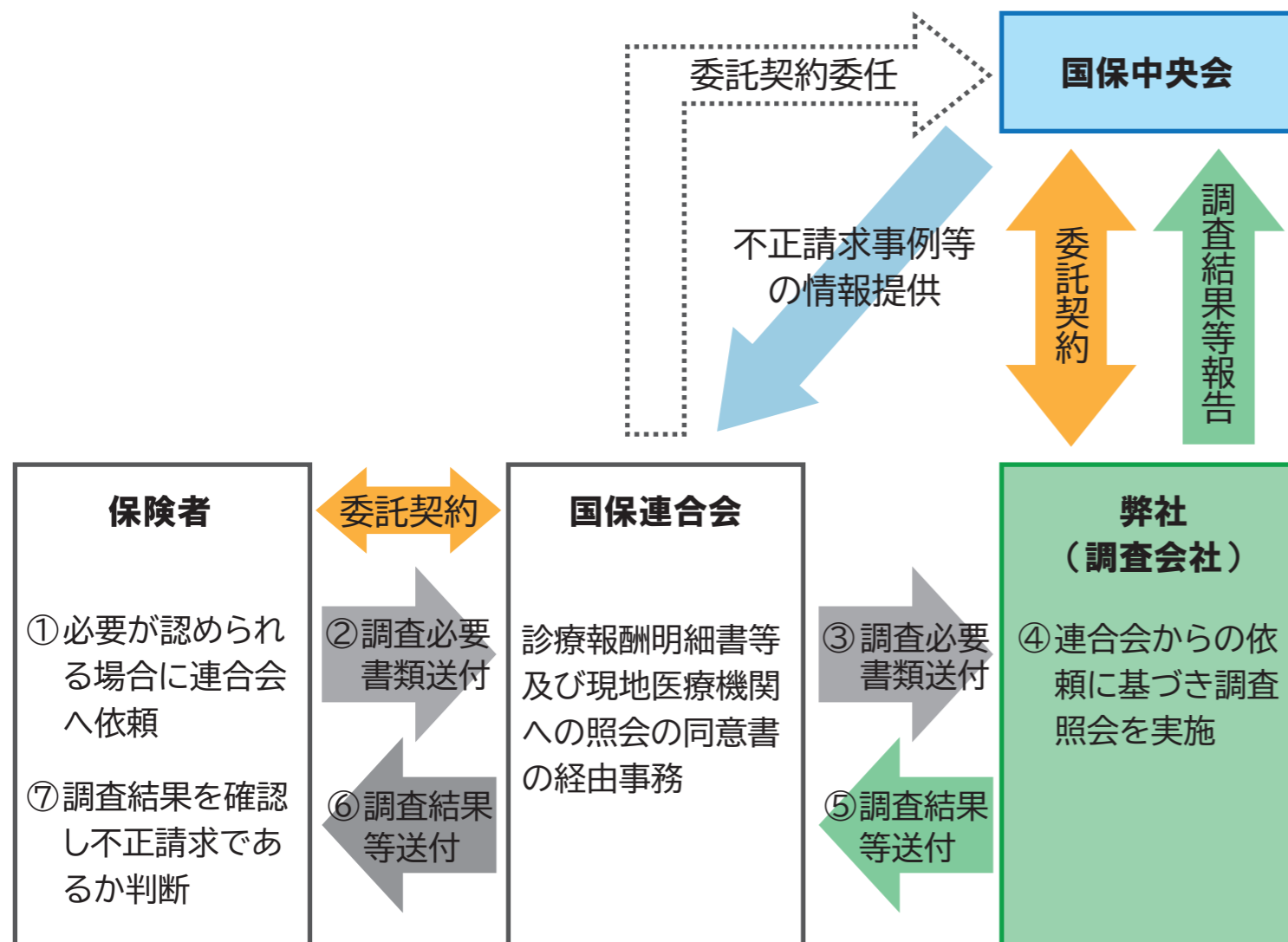
海外療養費制度とは、国民健康保険に加入している方が、海外旅行中や海外赴任中に、急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費払い戻しを受けられる制度のことです。

海外出産育児一時金制度とは、日本国内に居住している国民健康保険加入者が海外で出産し、帰国後申請した場合に出産育児一時金が支給される制度のことです。

【業務の目的】

昨今、海外療養費の不正請求が明らかとなっていることから、厚生労働省の通知等に基づき、申請の受付・審査をより厳正に行うことで医療費適正化を図ることを目的としています。現地医療機関への調査照会等に関して専門的なノウハウを持った弊社がそのお手伝いをいたします。

【弊社の役割】 ※弊社契約期間：令和3年4月～令和6年3月末



窓口で申請を受け付けた際の取り扱い（申請時に必要なもの）

※○は出産育児一時金の必要書類

1. 療養費支給申請書
 2. 診療内容明細書※
(FormA 海外で治療を受けた医師の作成したものまたは現地で発行されたもの)
 3. 領収明細書※
(FormB 海外で治療を受けた病院等が作成したものまたは現地で発行されたもの)
- ※1. 歯科は別様式 (FormC)
※2. 上記2、3が無い場合はそれに相当する書式でも可能
4. 現地で発行された領収書 (原本)
 5. 2～4の日本語訳
(翻訳者の住所、氏名、押印(※)があるものが必要。翻訳者が世帯主の場合は押印不要。
※各自治体の判断によりますが、署名がある場合押印は必須ではありません)

6. 調査に関わる同意書※
7. 受診（出産）された方の国民健康保険被保険者証 (提示のみ)
8. 渡航期間がわかるパスポート、航空券等の写し
(出産育児一時金の場合は出産した方のもの)
9. 世帯主名義の振込先口座がわかるもの (通帳等)
10. 世帯主の認印
11. 出生証明書 (日本語訳付き)
12. 医療機関等で発行された出産費用の証明書類 (領収書、明細書等)

※「2. 診療内容明細書」、「3. 領収明細書」について

- ・ 月をまたがった受診の場合は各月分でそれぞれ必要となります。
- ・ ひと月に入院と外来がある場合も入院、外来でそれぞれ必要となります。

※「6. 調査に関わる同意書」について

- ・ 必ず現地語にて署名をいただってください。(現地語の同意書が無い場合は英語)